

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 和食店を含む一般のレストラン、フードコート、カフェ、ケーキショップ、パブ、バー、居酒屋などの飲食店や惣菜などの持ち帰りが可能な店(いわゆる中食)を対象とする。

＜法令上の定義規定＞

「改定観光法(2013年8月24日付32号)」第3条14項から17項に基づく定義

14項 「食堂」とは:「食べ物と飲み物を提供する場所」

15項 「レストラン」とは:「食べ物と飲み物を提供する建物あるいは場所であり、敷地が広く、様々なパーティを催すことが可能な場所」

16項 「野外レストラン」とは:「広い敷地と眺望があり、食べ物と飲み物を提供することが可能な場所」

17項 「喫茶店」とは、「適度な広さの店舗で飲み物を中心に軽食を提供する場所」

1. 外資参入規制	
(1)外資参入の可否	外資100%で参入可。
(2)外資の出資比率の規制 (地場企業との合併で参入可能な場合のみ。また、ASEAN内、ASEAN外からの投資で差がある場合、他国との2国間・多国間FTAで特別な国に対する優遇条件がある場合はその旨を明記)	出資規制なし。 (外資100%で出資可能)
(3)最低資本金に関する規制	一般事業の最低登録資本金規制(10億キープ以上)が適用。 ※ラオス企業の場合は、同規制はない。
(4)その他、外資に対する特殊な規制	特になし。
(5)(1)～(4)の根拠法	「2015年ネガティブリスト(企業登録前に関連する省庁に許可が必要な事業。投資が禁止されているわけではない)第1328号 「投資奨励法(2009年7月20日付)」 「レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業実施許可証事業管理に関する合意(2007年2月26日付)」
(6)外資規制の運用実態(規制と運用が違う場合は記述)	「ラオス国籍者へ保全される事業リストに関する商工大臣令第1328号(2015年7月13日付)」に関して、ラオス国籍者へ保全される事業リストの項目は「宿泊関連活動および食事サービス」となっているが、内容は三ツ星以下のゲストハウス、リゾート、ホテルなどの短期宿泊施設に関する事業のみで、レストランについては規定されていない。「食事サービス」の解釈によって、将来的に運用上、規制される可能性もあるので、留意が必要。
2. 投資奨励策・外資優遇措置	
(1)投資奨励業種の該当	投資奨励法別添1「投資奨励事業リスト」によれば、レストランは最も優先される事業のレベル1事業に該当。なお、対象となるレストランは、「改定観光法(2013年8月24日付32号)」第3条15項で定義される:「食べ物と飲み物を提供する建物あるいは場所であり、敷地が広く、様々なパーティを催すことが可能な場所」を指す。
(2)税制優遇措置等	投資奨励法に規定された法人税免除恩典などが適用。 特段、個別の優遇措置はない。
(3)投資奨励の運用実態	

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 和食店を含む一般のレストラン、フードコート、カフェ、ケーキショップ、パブ、バー、居酒屋などの飲食店や惣菜などの持ち帰りが可能な店(いわゆる中食)を対象とする。

3. フランチャイズ・ビジネスに関する規制(特に開始前後の登録・許認可制度)

(1)フランチャイズでの事業展開に対する関連法規の有無	有り。
(2)関連法規がある場合は、その名称	「卸売・小売事業に関する商工大臣合意(2015年5月22日付No.1005/IC.DDT)」第11条
(3)登録・許認可制度がある場合は、その内容	該当法令なし。
(4)登録・許認可制度の窓口(日本語・英語)および関連サイト	該当法令なし。
(5)登録・許認可制度に関連して特に外資を制限する場合、他国にない特殊な規制がある場合はその内容	該当法令なし。
(6)外資が子会社を設立し、その子会社をマスターフランチャイジーとすることができるか(店舗設置・運営をする場合は、1. 外資規制と関係するため、店舗運営を含まない場合を想定)	該当法令なし。
(7)現在、フランチャイズ関連法規が無い場合、立法に向けた動きがあるか。ある場合はその進捗・見通しを記載。	卸売業・小売業のフランチャイズについて言及あり(卸売・小売事業に関する商工大臣合意11条) フランチャイズ事業を実施する場合は、原則、会社法に則り企業登録する必要があるとのみ記載されている。 具体的なフランチャイズに関する定義や登録規定は存在しない。

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 和食店を含む一般のレストラン、フードコート、カフェ、ケーキショップ、パブ、バー、居酒屋などの飲食店や惣菜などの持ち帰りが可能な店(いわゆる中食)を対象とする。

4. 企業設立・営業許可・出店規制(外資の有無を問わないが、外資・地場の取扱いが違う場合はその点も明記)

<p>(1)企業設立・営業許可(ビジネス・ライセンス等)、登録、届出などの有無、手順(審査事項、要件など)</p>	<p>企業設立、事業ライセンス要取得 <手続きの流れ> 商号確認/確定⇒会社登記、税務登録⇒事業ライセンス⇒社印登録⇒資本金振込</p>
<p>(2)ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法</p>	<p>2. 営業許可参照</p>
<p>(3)出店可能な場所に対する制限(営業許可取得要件となっている場合はその旨も記載)</p>	<p>店舗は、以下の条件を満たす場所が適当とされている(店舗設置にあたっての指針とされている事項)。</p> <p>1.広い場所かつ駐車場が確保可能であること。特に野外レストランは自然があり、眺めがよく、日陰があり、訪問者がリラックスして休息できる雰囲気のある場所(レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業実施許可証事業管理に関する合意3条)</p> <p>2.店舗は基準を満たす建築技術とし、洗練されたデザインの建物であること。換気、浄化施設、近隣に迷惑をかけないような施設。広い調理スペースとVIP用の個室を設置。店舗内外は、国の独自性をアピールするような飾りつけにする(レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業実施許可証事業管理に関する合意3条)</p> <p>3.男女用のトイレをキッチンから少なくとも10m離れたところに設置する。ごみの保管場所、ごみ箱、廃水設備、消火器、緊急事態に対する設備を充実させること(レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業実施許可証事業管理に関する合意3条)</p> <p>国防・治安維持関連施設、寺、学校の近くに店舗を設けることを禁止する(同法16条2項)</p>
<p>(4)営業開始後の検査・報告等(定期検査・定期報告・情報開示義務など)</p>	<p>県、都の観光局(課)主体の県知事、都知事をメンバーとした検査委員会により1年に1回(1月)に定期検査有り(レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業実施許可証事業管理に関する合意15条)。 そのほか、県、都、国立観光協会からの要請、住民、村長等からの要請、各省庁、関連機関からの要請、同業種からの要請に応じて検査を実施する(レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業実施許可証事業管理に関する合意15条)。 また、過去の検査結果のフォローアップも実施する(レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業実施許可証事業管理に関する合意15条)。</p>
<p>(5)営業許可取得などに関する運用実態(特に地場企業と外資企業とで差がある場合は記述)</p>	

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 和食店を含む一般のレストラン、フードコート、カフェ、ケーキショップ、パブ、バー、居酒屋などの飲食店や惣菜などの持ち帰りが可能な店(いわゆる中食)を対象とする。

5. 就業者に必要な資格	
(1) 就業者の資格所持要件	<p>就業者は性格、愛想がよく、接客や調理等の研修に合格する必要がある。また、客と国際共通語(英語)でコミュニケーションをとることができれば、なおよい。また、礼節が身につけていなければならない(レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業実施許可証事業管理に関する合意4条4.2)。 ※原則は、従業員全員が必要な研修を受けていることが雇用条件となっているが、運用上、雇用後に従業員全員または数名に対して、観光局が実施している研修(給仕等)を受けるように指導がある(ビエンチャン市観光局確認)。</p>
(2) 外国人雇用の可否・制限	<p>・ラオスに公用を除く就業目的で入国するには、外国人投資家用のビジネスビザ(NI-B2もしくはI-B2)あるいは外国人労働者用の労働者ビザ(LA-B2)のいずれかが必要である それらのビザを有し、パスポートの残 存期間が6カ月以上ある者は、ラオス政府より設立・コンセッション契約の認可を受けた企業からの申請により、滞在許可証の発給を受けることができる</p> <p>・滞在許可証およびマルチプルビザの申請に必要な書類は以下のとおり(計画投資省投資奨励局ウェブサイトより) (1) ラオスに登記されている企業による申請書 (2) ラオス入国時のビザ(NI-B2あるいはLA-B2) (3) 投資許可証あるいはコンセッション許可証のコピー (4) 事業許可証あるいは工場建設許可証のコピー (5) 企業登録証明書のコピー (6) 納税者登録証明書のコピー (7) パスポート原本と写真4枚(3cm×4cm)</p> <p>・外国人労働者の比率上限は、単純作業従事者の場合はラオス人従業員数の15%、専門・技術職の場合は同25%である。 ラオスで事業活動を行なう企業はラオス人の優先的雇用を推奨されているが、必要な労働力がラオス人で満たせない場合、外国人を雇用することができる</p> <p>・ラオスで働く外国人は、20歳以上で、職位に応じたスキルと専門的能力があり、犯罪歴がなく、健康で、その他必要な条件を満たす者とされている</p> <p>・労働契約は1回につき12カ月間、最長5年間を超えてはならない。ただし、管理職・専門職の外国人労働者の5年以上の勤務については個別対応とする。</p>
(3) 外国からの短期出張者による指導の制限	<p>該当法令なし。</p>
(4) 現地人雇用義務	<p>労働法にて以下に規定。すべての産業。 第68条(改正)外国人労働者の受入れ 1 使用者は、事業所内における人材配置計画を作成する際、ラオス人労働者を優先しなければならない。ただし、その需要をラオス人労働者で満たすことができない場合には、使用者は、外国人労働者の使用を申請する権利を有する。 2 事業所内の外国人労働者受入れ比率は、次の各号に掲げる通りでなければならない。 (1) 肉体労働を行う技術専門家は、事業所内の全ラオス人労働者数の15% (2) 頭脳労働を行う技術専門家は、事業所内の全ラオス人労働者数の25%</p>
(5) その他、外国人・現地人雇用に係る運用実態	<p>実態として、シェフや特別な能力を要する専門職については、外国人が雇用されている。</p>
6. その他	
(1) 現地の商慣習等による事実上の規制など、事業展開にあたって注意すべき点	
(2) 企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要時間、費用	<p>3. 手続きフロー参照</p>